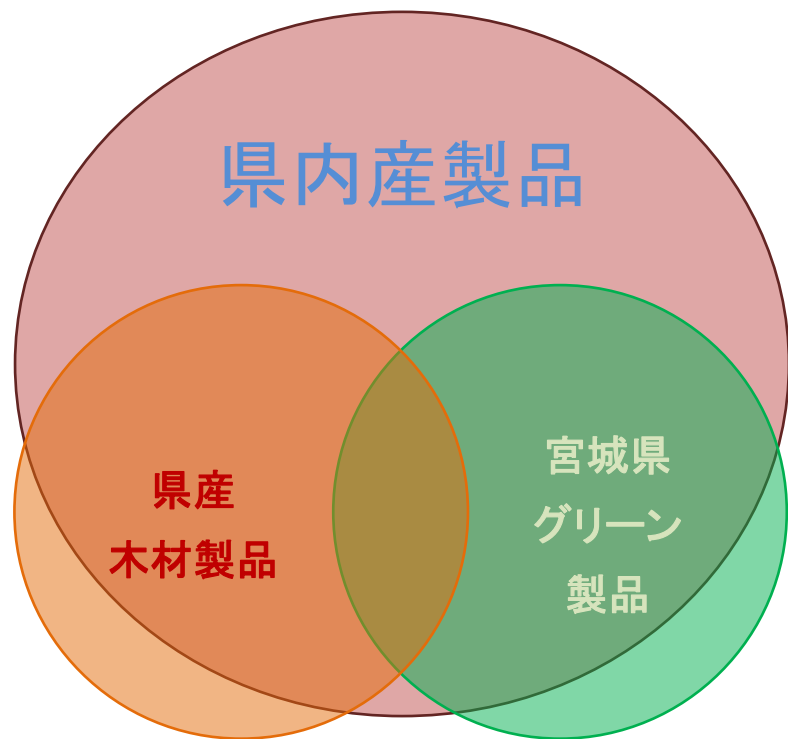


県内産製品, 県産木材製品及び宮城県グリーン製品に関する用語の定義等

1. 用語の定義



定義

○県内産製品

- (1) **県内で産出, 生産, 製造又は加工**された建設資材または製品等。
- (2) **県内に本社・本店**を置く取扱業者から調達した建設資材または製品等。

○県産木材製品

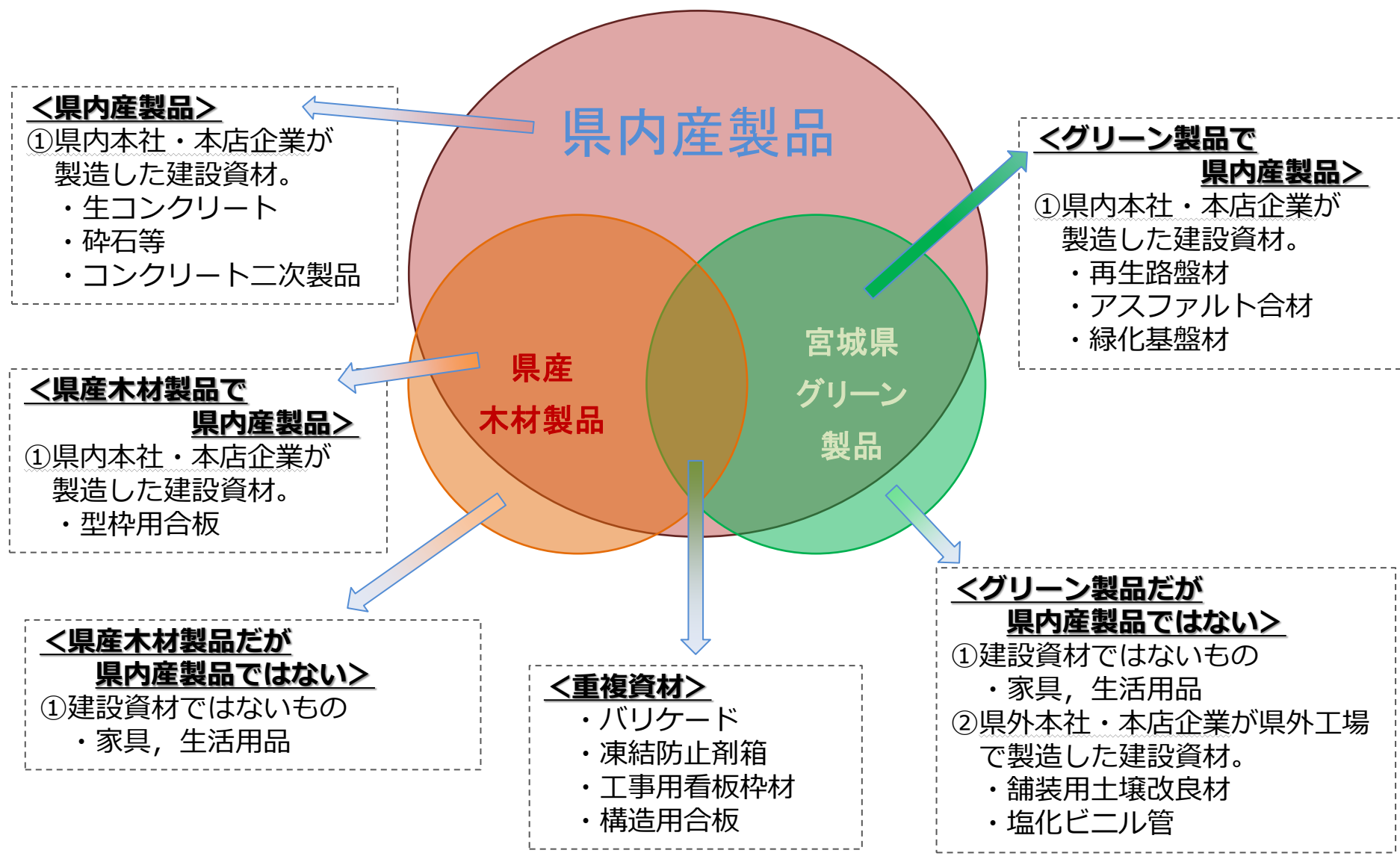
- (1) 県産材 (みやぎ材)
宮城県内の森林から生産された木材を, 原則として**県内の製材施設等において加工**された製品。
- (2) 優良みやぎ材
木材関係団体で設立した「みやぎ材利用センター」が定めた品質・規格基準に適合した木材製品 (建築用・土木用・合板材等に区分される)。

○宮城県グリーン製品

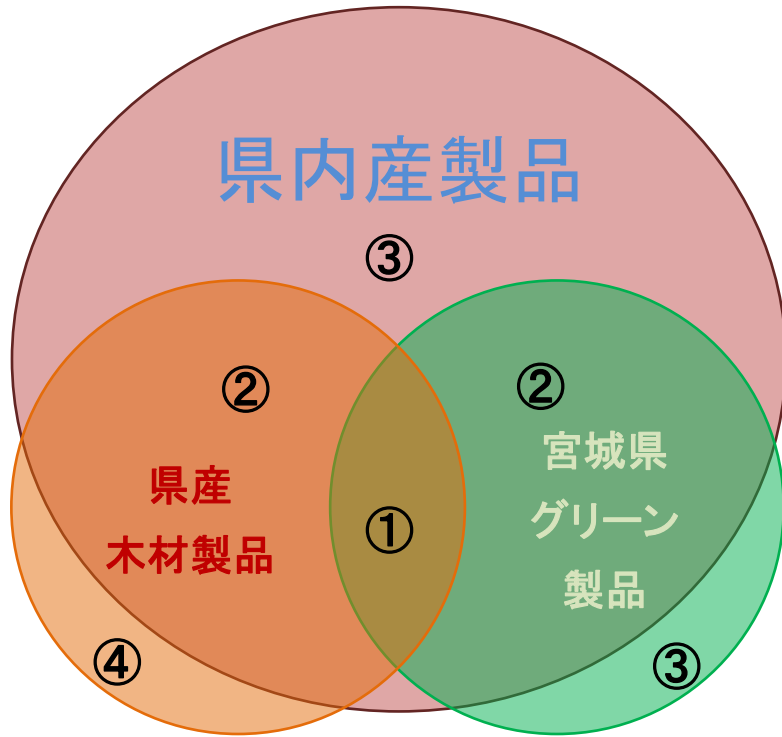
県内に事業所を有する製造業者等が製造した次に掲げる環境物品等

- (1) 県内で製造され, 又は加工された環境物品等 (県内における製造又は加工の工程が完成前の最後の工程であるものに限る。)
- (2) 県内で発生した循環資源 (循環型社会形成推進基本法 (平成12年法律第110号) 第2条第3項に規程する循環資源をいう。) を利用して県外 (国内に限る。) で製造され, 又は加工された環境物品等

2. 用語の定義(参考例示)



3. 使用資材の優先順位



優先順位	対象資材
①	グリーン製品且つ県産木材製品且つ県内産製品
②	グリーン製品且つ県内産製品
	県産木材製品且つ県内産製品
③	県内産製品
	グリーン製品だが県外産製品

④については、建設資材は該当しないことから除外。